

「わく外」とは...
 すべての職員はそれぞれの職務内容により、条例で定められた11種類の給料表のうちいずれかの給料表の適用を受けることとなります。
 この際、従事する職務の複雑、困難および責任の度に応じ、各給料表に設けられた職務の級(=級)に分類されるとともに、経験年数等を考慮し、各級ごとに設けられた複数の給料月額のうち、いずれかの給料月額を支給されることとなります。
 「わく外」とは、職責等が変わらないため級の変動が無く、同じ級に長期間在級したため定期昇給等により、各級に定められた最高の給料月額を超える給料月額を受けることとなり、この場合に受けることとなる給料月額等については、別途、条例や規則で定められています。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布
 行政職給料表

給号	級												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
1	人	人	人	人	人	人	人	人	3人	人	人		
2		12	1										
3		43	56										
4	9	44	54										
5	8	79	52								1		
6	9	1	82							1			
7	11		42	83									
8	1		111	123									
9			100	140					1				
10	1		37	58					1		4		
11			1	105	1				2		10		
12				112	66		1			1	3		
13				40	122				2	3	1		
14				13	61		83		8	15			
15					86		85		11	10	1		
16				1	9		81		29				
17					2		100	2	6	33			
18					3		76	18	34	25			
19					3		98	21	74				
20					4		72	35	98				
21					1		97	60	87				
22					1		68	71					
23					2		48						
24					1		27						
25													
26					2								
27													
28				2									
29													
30													
31													
32													
わく外特号給	1					1	30	35	76	9	8		
	2						29	56	93	7			
	3					1	17	59	69		1		
	4						10	26	65		2		
	5						7	6	20				
	6						13	5	23				
	7						5		3				
	8						2						
	9						2						
	10												
	11												
	12												
	13												
	14								1				
	15												
	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
	21												
	22												
	23												
	24												
	25								1				
合	わく内	39	179	536	677	364	0	836	207	299	115	30	20
	わく外	0	0	0	0	1	2	115	188	350	16	11	0
計	計	39	179	536	677	365	2	951	395	649	131	41	20
	総計	3985人											

注 印は、昭和60年滋賀県条例第37号付則第20項適用職員を表す。